

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）裏谷地区）を行うことについて平成29年1月10日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成29年1月31日から同年2月20日まで縦覧に供する。

平成29年1月24日

香川県知事 浜 田 恵 造